

## ◇ 男女共同参画でよく使われる用語 ◇

### 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

### ジェンダー（社会的性別）

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

### 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

### 女性のエンパワーメント

女性が自らの意志と能力を高め、家庭や地域、職場などあらゆる分野で政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し、行動していくことをいう。

### ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

国民一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。個人の生活の充実とともに、企業の生産性向上さらには社会・経済の活性化に寄与するといわれる。

### 家族経営協定

家族で取り組む農林魚業経営において、経営方針や役割分担、報酬や休暇等の就業条件、育児や介護等について家族みんなで話し合い取り決めること。

### ドメスティック・バイオレンス

パートナーからの暴力をいう。広義では女性、子ども、高齢者、障害者など家族内弱者への「継続的な身体的虐待、心理的虐待、基本的なニーズの剥奪、性的虐待」を指す。単に殴る、蹴るなどの暴力のみならず、威嚇する、無視する、行為を制限するなど心理的に苦痛を与えることも含まれる。

### デートDV

結婚していない男女間での体、言葉、態度による暴力のことで、親密な相手を思い通りに動かすために複合的に使われるあらゆる種類の暴力のこと。

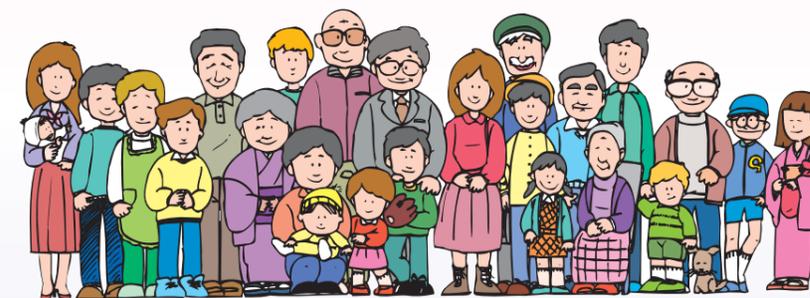
「第2次七戸町男女共同参画基本計画」と「七戸町民の男女共同参画に関する意識調査」（平成22年2～3月実施）の結果は、町のホームページに掲載します。

平成26年3月 七戸町企画調整課  
〒039-2792青森県上北郡七戸町字森ノ上131-4  
TEL:0176-68-2940（直通）FAX:0176-68-2804

## 第2次七戸町男女共同参画基本計画

【概要版】

～心豊かで思いやりのある暮らしを目指して～



青森県七戸町



# 第2次七戸町男女共同参画基本計画



## 1. 計画策定の趣旨

本計画は、平成21年度から平成25年度まで5カ年を計画期間とした「七戸町男女共同参画基本計画」が終了することを受けて策定するものです。

計画策定にあたっては、「七戸町民の男女共同参画に関する意識調査」（平成22年2～3月実施）の結果を考慮しました。

本町では、第1次計画に基づき様々な施策を推進してきましたが、依然として固定的性別役割分担意識やそれらに基づく制度、慣行などが根強く存在し、働く場での男女格差もみられます。また、男女共同参画社会があらゆる人にとって生きやすく暮らしやすい社会であるという認識が十分浸透していないことが、男女が仕事と子育てや介護等の家庭生活、地域生活などにバランスよく関わることを難しくしている一因であると考えられます。

一方、本町を取り巻く社会情勢をみると、少子高齢化が急速に進展するとともに人口減少時代を迎え、個々の生活様式が多様化し、家族に対する考え方や地域との関わり方も変化してきています。

本計画は、男性も女性も互いにその人権を尊重し、多様な価値観を認め合いながら、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、基本目標を掲げて町として取り組むべき施策の方向性を定めるものです。

## 2. 基本理念

「心豊かで思いやりのある暮らしを目指して」

すべての町民が性別にかかわらず、職場・地域・家庭などあらゆる場面で活躍し、心豊かな生活を送るためには、男女が社会の対等な構成員としてお互いの人権を尊重し、多様な生き方を認め合い、相手を思いやる気持ちが大切です。この基本理念に基づき、町では男女共同参画社会の実現を目指します。

## 3. 計画の期間

この計画の期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況を考慮し、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 3つの基本目標

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり

- 基本施策1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革
- 基本施策2 男女共同参画に関する教育・学習機会の充実

### 基本目標Ⅱ 男女共同参画ができる環境づくり

- 基本施策1 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 基本施策2 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 基本施策3 農林業、自営業における男女共同参画の促進
- 基本施策4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

### 基本目標Ⅲ 健やかで安心して暮らせる生活づくり

- 基本施策1 高齢者・障害者・外国人等に対する支援
- 基本施策2 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 基本施策3 生涯を通じた男女の健康支援
- 基本施策4 地域、防災・環境分野における男女共同参画の推進